

**産前産後期間の国民年金保険料が免除されます**

産前産後期間の国民年金保険料免除制度は、次世代育成支援の観点から国民年金第1号被保険者が出産をされた際、産前産後の国民年金保険料が一定期間免除される制度です。

**◆免除期間**

出産予定日または出産日が属する月の前月から4カ月間（以下「産前産後期間」といいます。）の国民年金保険料が免除されます。なお、多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3カ月前から6カ月間の国民年金保険料が免除されます。

※出産とは、妊娠85日（4カ月）以上の出産をいいます（死産、流産、早産された方を含みます）。

**◆対象者** 「国民年金第1号被保険者」で平成31年2月1日以降に出産された方、出産する予定の方

**◆届出時期** 出産予定日の6カ月前から提出可能です。

**◆届出先** 本庁 住民課 住基戸籍係／佐賀支所 地域住民課 総合窓口第2係

**◆手続きに必要なもの**

1 申出書 日本年金機構のホームページでダウンロードできます。年金事務所、役場窓口にも備えています。

2 母子健康手帳など（出産前に届出をする場合）／母子手帳（出産後に届出をする場合）

出産日は役場で確認できるため原則不要です。ただし、被保険者と子が別世帯の場合は出生証明など出産日および親子関係を明らかにする書類

3 個人番号（マイナンバー）により届出を行う場合

届出本人が窓口で届出書を提出する場合は、個人番号カード（マイナンバーカード）をご提示ください。お持ちでない場合は、下記の①および②を提示してください。なお、郵送で直接年金事務所に届出を提出する場合は、マイナンバーカードの表・裏両面または①および②のコピーを添付してください。

①マイナンバーが確認できる書類（通知カード、個人番号の表示がある住民票の写し）

②身元（実存）確認書（運転免許証、パスポート、在留カードなど）

**よくある質問**

Q1. 出産後の届出はできますか。

A1. できます。この場合の産前産後期間は、出産日の属する月の前月から翌々月までの4カ月間となります。なお、多胎妊娠の場合は、出産日の属する月の3カ月前から翌々月までの6カ月間となります。

Q2. 平成31年3月に出産しました。何月分の保険料から免除が適用されますか。

A2. 制度の施行が平成31年4月からですので、3月に出産した場合は、4月分と5月分の保険料が免除の適用となります。

Q3. 産前産後期間は付加保険料を納付することができますか。

A3. 産前産後期間について、保険料は免除されますが、付加保険料は納付することができます。

Q4. 保険料を前納していますが、産前産後期間の保険料は還付されますか。

A4. 保険料を納付されている場合、産前産後期間の保険料は全額還付（返金）されます。

Q5. 産前産後期間の免除は、年金額を計算するときどのような期間として扱われますか。

A5. 産前産後期間として認められた期間は、保険料を納付したものとして老齢基礎年金の受給額に反映されます。

**11月30日（いいみらい）は「年金の日」です**

ご自身の年金記録や見込額を確認し、将来の生活設計について考えてみませんか。

「ねんきんネット」をご利用いただくと、パソコンやスマートフォンからいつでもご自身の年金記録を確認できるほか、ご自身の年金記録からさまざまな条件を設定したうえで、年金見込額の試算をすることもできます。

ご利用については、日本年金機構ホームページをご覧ください。

○日本年金機構ホームページ（ねんきんネット） [https://www.nenkin.go.jp/n\\_net/](https://www.nenkin.go.jp/n_net/)

○お問い合わせ 本庁 住民課 住基戸籍係 ☎43-2800

佐賀支所 地域住民課 総合窓口第2係 ☎55-3701

日本年金機構 幡多年金事務所 ☎34-1616

